(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける非常事態宣言:国境封鎖,交通 手段に係る規制等

【ポイント】

- ●3月26日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する緊急的な措置として、27日(金) O時よりギニア全土へ非常事態宣言を発令する旨発表しました(1ヶ月間、更新の可能性あり)。
- ●国境が封鎖され、商用トラック以外の出入国は不可になります。
- ●コナクリ市内における交通機関についても、乗員数の制限がなされます。
- ●引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、感染予防にご留意ください。

【内容】

1 3月26日、コンデ大統領は、新型コロナウイルスの流行に対する緊急的な措置として、27日(金) O時よりギニア全土へ非常事態宣言を発出し、1ヶ月(更新の可能性あり)執行する旨発表しました。

主な措置は以下のとおりです。

- ・27日0時より、30日間(更新の可能性あり)陸路の国境を封鎖し、商用トラック 以外の出入国は不可とする。
- ・コナクリ市における移動については、運転手の他、乗客は車一台につき3人、バイクは1人、ミニバスは7-10人までを上限とする。
- ・全ての教育機関を14日間(更新の可能性あり)休校とする。
- ・バー, 競技場, 劇場, 映画館などの娯楽施設を14日間(更新の可能性あり) 閉鎖する。
- ・市場,レストラン,銀行において衛生対策を実施(手洗いや2メートルの距離確保) する。
- ・全ての会合は最大20名を上限とする。
- ・すべての国際会議を延期する。また、スポーツ大会や文化イベントを禁止する。
- 50名以上感染者がいる国への重要ではない旅行を延期する。
- ・宗教施設(モスク,教会)を14日間(更新の可能性あり)閉鎖,宗教上の行事を禁止する。
- ・規則違反者は追跡の対象となる。
- 2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に、外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。
- 3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete